

令和4年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年9月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 恵三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	仲村 佳真	住民生活部長	栗 本 公 生
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	中 原 潤
国保医療課長	猪川 恭弘	都市建設部長	上 田 俊 雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	福 居 哲 也
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本 庄 徳 光
教委総務課長	松岡 洋右		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。順序に従い、質問をお受けします。

初めに、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、スクールカウンセラーの増員、拡充についてでございます。2020年1月16日、日本で最初の新型コロナウイルス感染症の患者が確認をされてから3年9か月、現在は7期の流行の中にあります。斑鳩町におきましても、高齢者の方から10代未満の子どもたちまで、たくさんの方の感染が毎日報告をされております。

2021年、国立成育医療研究センターのグループが児童生徒にアンケート調査を行ったところ、回答した子どもの50%以上が新型コロナウイルス感染症の影響で先生や大人への話しかけやすさが減ったと、悩みを相談しにくいという状況が続いている可能性があることがわかりました。今こそ、教育現場にスクールカウンセラーの役割の重要性が求められているのではないのでしょうか。

斑鳩町では、令和3年度町立学校の児童生徒のいじめ、不登校、非行や心の問題に対応するため、奈良県からの派遣を受けスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置していますが、昨今、案件の複雑化により継続的な対応が必要な事例が増加する傾向にあり、さらなるカウンセリング機能の強化を図るため、斑鳩町によるスクールカウンセラーを配置しますとして、人員1人を配置されました。

そこで、お聞きいたします。現在のスクールカウンセラーの各学校への配置状況、時間帯はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 現在のスクールカウンセラーの各学校への配置状況、また時間帯に関するご質問でございます。町立小・中学校における児童、生徒のいじめ、不登校、非行や心の問題等の事案の複雑化に対応するため、奈良県から斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、また斑鳩中学校、斑鳩南中学校に各1名のスクールカウンセラーの派遣を受

けており、それぞれ2週間に1回程度、1回につき6時間の配置となっております。

また、令和3年度からは町の採用によるスクールカウンセラー1名を週3日、1日につき6時間の配置を行い、カウンセリング機能の強化を図っているところでございます。当該町採用のスクールカウンセラーは、斑鳩小学校を拠点校としておりますが、他校において緊急で対応しなければならない事案が発生した場合には、適宜、その学校に派遣をするなど柔軟に対応しているところでございます。またこれに加えまして、子どもたちの心のケアの充実といたしましては、奈良県から斑鳩小学校を拠点とした1名のスクールソーシャルワーカーを年間30日程度、1日4時間の派遣を受けております。さらに、町独自には、斑鳩南中学校に心の教室相談員として教員免許を有する相談員1名を配置をしており、週2回程度、1日4時間の配置を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。

次にお聞きしたいのは、スクールカウンセラー配置により、その役割がうまくいっているのか。また、様々な課題などについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒に対する相談のほか、教職員及び保護者に対する相談や教職員等への研修、事件、事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしているところでございます。その活動にあたりましては、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭等が常に連携を図ることとしており、カウンセリング希望者が相談室に来るのを待つといった受け身の対応ではなく、カウンセリングの空き時間には校内をまわって子どもたちの様子を観察し、また、休み時間中には児童生徒と会話を交わすなど能動的に対応することできめ細かく、一人ひとりに寄り添った支援を行っているところでございます。次に、本事業におけます課題についてでございます。スクールカウンセラーの活用実績でございますが、まず奈良県派遣のスクールカウンセラーによる相談件数は、令和元年度が107件、令和2年度が179件、令和3年度が192件となっております。また、町採用のスクールカウンセラーによる相談件数は、令和3年度に224件となっております。年々、増加をしております。このような中、現在のところ配置された時間の範囲内で調整しながらカウンセリングを実施しているところでございますが、相談件数が年々増加している中でカウンセリングを希望する日程の調整が難しい場面も見受けられることもあるなど、スクールカウンセラーのニーズの高まり、またそのニーズに応

える体制づくりが課題と考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。今のご答弁にもありますように、奈良県からの派遣のスクールカウンセラーによる相談件数は、令和元年度107件、令和2年度で179件、令和3年度で192件と右肩上がりに上がっております。また、町が採用されたスクールカウンセラーによる相談件数は令和3年度で224件となっているところでございます。この相談件数の数字を見たときに、ますますスクールカウンセラーの必要性が増していると思われまいます。今後、町としてさらなるスクールカウンセラー配置の充実を図っていかれるお考えはありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） さらなるスクールカウンセラー配置の充実を図っていく考えに対しましてのご質問でございます。近年、人間関係、成績不振、児童虐待、ネグレクト、ヤングケアラー、また、いじめ、不登校、自傷行為等、児童生徒の課題が多様化、複雑化してきており、スクールカウンセラーの専門的な立場からの教育相談、教員への助言等は、児童生徒や教職員に限らず、保護者の方などにとっても大きな支えとなっているところでございます。様々な課題に対しまして、未然防止、早期発見と早期支援、さらには事案が発生した時点から事案の改善、回復、また再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要であり、児童生徒の安心した学校生活及び適切な環境が形成されるよう、支援体制を構築する必要があるものと考えております。

このようなことから、令和3年度から町の採用によるスクールカウンセラーの配置をし、カウンセリング機能の強化を図ってきたところではございますが、今後さらなるカウンセラーの配置の充実等につきましては、そのニーズを見極めながら検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。

この3年間、コロナ禍の中で子どもたち、先生たちを取り巻く環境が激変をし、今まで普通にできていたことができない不自由な学校生活をしなければならない状況となりました。子どもたちの心の中にも気づかないうちにストレスがたまっているのではないのでしょうか。先生にあっても、また子どもたちにとっても困難な時代ではありますが、子どもたちの心に安心を与え寄り添うようにして、大事な小学校の6年間、中学校の3年間、斑鳩町で学べて本当によかったと言えるように、スクールカウンセラーのさらな

る拡充をよろしく願いをいたします。

次に２点目に、子どもたちが安心して医療を受けるために、子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充についてでございます。

斑鳩町では現在、子ども医療費助成制度を適用し、未就学児については医療機関での窓口負担がない現物給付での支払い方式を導入しております。小学生、中学生は窓口では医療費を支払い、後ほど、指定した口座に払った金額が振り込まれるという償還払い制度になっております。子育て中の方からの、給料前お金が足りないときなど子どもの医療費が準備できないなどの切実なお声をいただいて、平成２８年３月議会で、子ども医療費助成制度を高校卒業までに拡充するとともに窓口無料化を求めることについて、一般質問をさせていただきました。

このたび斑鳩町では、子どもの医療費助成について、上限年齢要件を引き上げて１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者から、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に引き上げるとの方針を示されております。この決断は子育て中の住民さんにとって本当にすばらしい朗報です。感謝したいと思います。

次は窓口の無料化でございます。斑鳩町としても県に働きかけ、住民の声を届けていただいております。さらに県に働きかけていただき、住民の切なる声を届けていただいて、斑鳩町は子育てしやすい町、子育てに力を入れている町、住むなら斑鳩町と、斑鳩町に多くの若い人が定住していただけるよう、窓口無料化をさらに県に訴えて実現できるようにお願いしたいのですが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 本町では子ども医療費の助成といたしまして、県補助事業の基準にございます窓口での一部負担や所得制限を撤廃し、県や県内市町村に先駆けて独自に助成範囲の拡充に努めてきたところでございます。子ども医療費の高校卒業までの助成拡大は、これまでも子どもを安心して生み育てるまちづくりを目指す上におきまして、子育て支援として重要ではないかのご提案をいただく中、町長２期目のマニフェストにおきまして、重要施策として位置づけられたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、さらなる子育て支援策の充実を図るため、医療費助成の範囲を１８歳まで拡大させていただくための条例改正の議案を本定例会で上程させていただき、子どもの受診機会の確保と保護者の経済的負担の軽減をはかり、一層の子育て支援を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、質問者が申されますように、現物給付方式の拡充は住民の皆様の利便性の向上

を図る上におきまして望まれるところではございますが、一方で、現物給付には医療給付の増加に対するペナルティといたしまして、国民健康保険の公費が減額調整される措置がございます。

そうした状況の中ではございますが、関係団体と連携、足並みをそろえながら、現物給付方式の拡充に向けて進んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。斑鳩町としても本当に頑張っていることに感謝いたします。ペナルティの問題もありご苦労いただいていると存じますが、県に対しより一層働きかけていただき、子どもたちが安心して医療を受けられるようによろしくお願いいたしますと思います。

次に3番目の質問でございます。いざという時のために身につけよう応急手当。応急手当やAEDの取扱い研修についてでございます。

私たちは日々の生活の中で事故や事件、急病など様々な事柄から離れて暮らすことはできません。自分の目の前で人が倒れたとき、救急車が到着するまでの間に速やかに心肺蘇生などの応急手当を行う必要があります。心臓が止まってしまうような重大な事故はいつどこで起こるか誰にもわかりません。心臓と呼吸が止まってから、時間の経過とともに救命の可能性は急激に低下します。そのときに心肺蘇生やAEDなどの応急手当を行えば救命の可能性はおよそ2倍になるとのことです。日ごろから応急手当の知識と技術を身につけておくことの重要性を感じます。

そこで、斑鳩町の役場庁舎や保育園、幼稚園、小学校、中学校、また公民館などの公共施設などのAEDの設置台数と設置場所について、それぞれお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 役場庁舎、小・中学校、公民館などの自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置台数、設置場所についてのご質問でございます。

私のほうからは、町長部局が所管する施設のAEDの設置台数、設置場所についてお答えいたします。AEDの設置台数は役場庁舎、生き生きプラザ斑鳩、ふれあい交流センターいきいきの里、老人憩いの家、保育園など14施設に15台設置しているところでございます。また、設置場所は施設入口付近や施設受付、事務室などに設置しているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、私のほうから教育委員会事務局が所管をいたし

まず施設のAEDの設置台数、設置場所についてお答えをいたします。AEDの設置台数は小中学校、幼稚園、公民館、中央体育館など15施設に18台設置しております。また、設置場所は職員室や保健室、施設入口付近などに設置をしているところです。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。AEDは日ごろから頻繁に使用するものではないからこそ、いざというときにその役割を果たせるように点検が大切であるとともに、取扱いの研修、訓練は重要です。

役場内でのAEDの管理状況はどのようにされているのか、また、AED取扱いの研修、訓練はされているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町施設に設置しているAEDの管理状況及びAEDの取扱いに係る職員に対する研修や訓練状況に関するご質問でございます。

初めに、町施設に設置しているAEDの管理状況についてですが、緊急時にAEDを確実に機能させるためには日ごろから保守点検を行い、AEDが動作可能な状態であることを確認しておく必要がございます。

町施設に設置しているAEDにつきましては、それぞれの施設における日常的な施設管理の中で施設管理担当者においてAEDが正常に動作しているかを示す機器内のインジケータを確認するなどの点検を行うとともに、使用期限の定めがある電極パッドの交換等、必要な保守を行っております。

次に、AEDの取扱いに係る職員に対する研修や訓練状況についてですが、職員研修として奈良県広域消防組合西和消防署の署員の方を講師として救命講習を開催し、職員の救命措置技術の習得に努めているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。直近の訓練というのはなかなか今、コロナ禍の中で訓練しにくい状況にあったと思われかもしれませんが、役場職員さんは役場内での来庁者に急病や災害時など、率先して行動しなければならないということがございます。新しい職員さんもいらっしゃっております。AED取扱いの研修の必要性を感じますが、ご認識をお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町といたしましては、来庁者や町の行事に参加された方などが、事故、急病等により救命措置が必要となった際に迅速に対応することができるよう、

適切な救命措置の技術を取得するための研修・訓練を継続的に行う必要があると考えております。本町では、これまで継続的な救命講習を実施し、職員の救命措置技術の習得に努めてきたところでございますが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難な状況となっております。

しかしながら、救命率の向上のためには迅速な救命措置が最も重要であることから、今後、救命講習を実施することが可能な状況になりましたら、救命講習を定期的を実施し、職員の救命措置技術の習得、向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。しっかりと研修していただきたい、このように望んでおります。

次に、学校関係についてお伺いいたします。小学校、中学校においては運動会、マラソン大会、運動系のクラブ活動などの現場にAEDを移動させて、緊急時に備える体制はとられているでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 小中学校におけます緊急時に備えたAEDの運用体制についてのご質問でございます。学校教育活動中におけます突然の心停止の多くは、体育の授業や部活動、クラブ活動で、ランニングや水泳など、強い運動負荷がかかる場面で多く発生するとされております。こうしたことから、町立小・中学校におけるAEDの設置場所として、通常時は職員室や保健室、体育館入口付近等に設置をしておりますが、運動会や体育大会時におきましては、本部席に設営している救護所に配置をし、また、夏季のプール授業、水泳教室や水泳部の活動を実施する際にはAEDをプール付近に配置するなど、適宜、活動内容に応じて場所を移動させながら緊急時の対応に備えることとしております。また併せまして、緊急時や傷病者発生時の連絡体制等を記載したマニュアルを作成をいたしまして、教職員の間で共有し運営しているところであり、児童生徒の安全確保を最優先に、常に緊急時に備えた体制づくりとその検証に努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。

次に、教職員でAEDを取扱いできる方の人数でありますとか、AEDの点検者は決まっているのか、AED取扱いの研修、訓練はされているか、3点についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） まず初めに、A E Dの点検についてお答えをさせていただきます。A E Dが所定の場所に設置されているか等の点検、また、パッドの交換等、日常の維持管理につきましては、養護教諭等が担当して実施をしてるところでございます。緊急時に適切に対応できるよう備えているところでございます。次に、A E Dを取り扱うことができる教職員についてでございます。町立学校におきまして水泳学習を実施するにあたり、毎年、A E Dの使用に関する講習をすべての教職員が受講することとしており、教職員全員が使用できる体制を整えているところでございます。

次に、町立学校における教職員のA E Dを使用した講習についてでございます。事故等が発生した際には、誰がその場所に居合わせても適切に対応できるよう、すべての教職員が知識と技能を身につけていくことが必要でありますことから、教職員に対する講習をこれまでから実施をしているところでございます。コロナ禍以前は水泳学習を行う前に、奈良県広域消防組合西和消防署から講師を招くなど、A E Dの使用法を含む救命救急講習を毎年、実施してきたところでございます。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講習を実施できておりませんが、この間におきましても、養護教諭から他の教職員に対してA E Dの取扱い等について講習を実施してきたところでございます。

今後におきましても、引き続き、消防署、その他専門家の協力も得ながら、教職員への研修の機会の確保に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。コロナ禍にありましても養護教諭によってA E D取扱いの研修を行っていただいたとのことでございます。ありがとうございます。

最後に、今、全国各地の中学校では学習指導要領によりまして、学校でのA E Dの取扱いというところ、実際に研修、訓練をされているところもあるかというふうに聞いておりますけれども、斑鳩町での生徒、特に中学生へのA E Dの取扱いへの研修、訓練を行うことへの認識について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 生徒に対しますA E Dを使用した研修、訓練についてのご質問でございます。中学校の学習指導要領では、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、A E D使用の心肺蘇生法を取り上げ、

理解できるようにするとされているところでございます。そうしたことから町立中学校では、保健体育科の授業において、心肺停止に陥った人に遭遇したときの対処方法として、AEDの取扱方法や協力者の呼びかけ、119番に通報することや心臓マッサージの要領等、応急手当の意義について、教員が講義形式で生徒に対して指導を行っているところでございます。

児童生徒を対象とした実際にAEDを使用した研修、訓練につきましては、子どもたちがAEDによる心肺蘇生を実施した際に、よい結果が得られなかった場合の児童生徒の心の負担に対して一定の配慮が必要と考えているところでございまして、現在のところ実施していないところでございます。このような中で、授業でAEDに関して学習することで、すぐに大人に知らせることやAEDを持ってくることなどの知識を持つことができるため、大変意義深いことであると考えますことから、児童生徒の心の負担にならないよう配慮をいたしながら、発達段階や個々の状況に応じた心肺蘇生、AEDに関する教育を行っていくことが必要であると、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございました。役場庁舎や公共施設には毎日、たくさんの来訪者、利用者がいらっしゃいます。新人の職員さんも増えられました。コロナ禍で研修の機会も持てなかったかもしれませんが、いざというときのための研修は大変大事なことと思います。感染対策を取っていただきながら、研修の実施をよろしく願いをいたします。

学校関係では、リスクが高い行事にAEDを移動させていただいております。また、AEDの適正な配置台数を整えることや生徒さんの心の負担にならない配慮をしながら、AEDの教育を行っていくということも大切なことと言えらると思います。学校内での子ども心臓突然死という悲しい事故から子どもたちを守るためにも、教職員の皆様の研修をよろしく願いをいたします。

AEDの中には女性のために配慮した三角巾も配置されているものもあるようでございますけれども、これもまた点検をしていただきまして、もしその中に設置、また入っていないければ配置をお願いしたいと思います。大切な命を守るための日ごろからの備えが大事でございます。いざというときのために研修、講習会の積み重ねをどうかよろしく願いをいたします。

最後に、安心してトイレが利用できるようにという、男性トイレにサニタリーボックスを配置することについて、質問させていただきます。

今、男性トイレにもサニタリーボックスの配置が進んでおります。女性トイレには使用済みの生理用品を廃棄するための容器、サニタリーボックスが配置をされております。また、乳幼児のおしめ交換ベッドが設置されているトイレには、使用後のおしめが廃棄できるサニタリーボックスが設置をされております。

男性トイレになぜサニタリーボックスが必要とされるのかという理由でございますけれども、近年、中年期から高齢の男性に膀胱がんや前立腺がん罹患される方が増加をしております。これらのがんの手術後、尿失禁や頻尿などの症状が残るということです。そのため、おむつや尿取りパッドを使用する方が増えております。ところが、男性トイレには使用済みおむつや尿取りパッドを廃棄するサニタリーボックスが設置をされていないため、丸めてそのままトイレの角に放置するか、自分で用意したナイロン袋に入れてかばんに入れ持ち帰るしかありません。使用後の尿取りパッドやおむつを入れられるサニタリーボックスがあれば助かるのにと考えていても、声をあげるのはなかなか難しいものがあるように感じます。このようなお声があることについて、斑鳩町として男性トイレにサニタリーボックスを設置することについてのご認識と設置されるお考えについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町公共施設の男性個室トイレへのサニタリーボックスの設置についてのご質問でございます。

がん患者が適切な医療や支援により、社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けるような社会をつくるためには、町公共施設におきましてもきめ細やかな配慮が必要でございます。前立腺がんで前立腺全摘除術を受けた直後には、多くの患者さんが尿漏れを経験されますが、その多くは数か月後から半年後までには日常生活に支障がない程度に回復されます。一方、半年を過ぎても尿漏れが続き、その後も症状が改善されない患者さんもいらっしゃるということでございます。

質問者ご提案のとおり、トイレにサニタリーボックスがあれば、使用済みのパッドを持ち帰らずに廃棄できるため、安心して外出することができます。

町公共施設におけるサニタリーボックスの設置状況ですが、一般の住民の方が利用できる町公共施設25か所のうち、誰もが利用できる多目的トイレにサニタリーボックスを設置している施設は13か所、男性用個室トイレに設置している施設は4か所で、うち3か所は男女兼用個室となっております。パッドの交換には男性用個室トイレに比べ多目的トイレのほうが広さに余裕があり、より多くの方の利用が見込まれます。まずは

日常的に清掃などの維持管理を行っている施設の多目的トイレにサニタリーボックスを設置し、それ以外の多目的トイレにつきましても維持管理方法を検討の上、サニタリーボックスの設置を進めてまいりたいと考えております。

また、多目的トイレのない施設におきましては、個室のうち少なくとも1か所にサニタリーボックスが設置できるようとりくんでまいりたいと考えております。

多目的トイレ以外のすべての男性用個室トイレにつきましても、サニタリーボックスを置くことが理想ではございますが、施設の実情に応じて検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。設置をご検討いただくに際して、トイレの状況に応じてではありますが、ご配慮いただきたい内容がございます。要望ばかりで申し訳ございませんけれども、お願いいたしたいと思っております。

まず、サニタリーボックスの大きさですけれども、尿取りパッドやおむつは女性用のナプキンより大きいので、トイレの大きさにもよりますけれども、大き目のサニタリーボックスの設置をお願いしたいと、このように思っております。

次に、男性トイレにサニタリーボックスを設置していることと、設置した目的を掲示して利用者にお知らせするという事についてでございます。埼玉県八潮市の公共施設のトイレには、病院などで尿漏れパッドを利用している方のためにサニタリーボックスを設置しております。ペーパーに包んで捨てていただけますよう、よろしく願いいたしますと掲示をして、利用者にお知らせをしております。また、同じく埼玉県の浦和市役所の男性トイレでは、サニタリーボックスの蓋にごみ箱ではありませんと記載し、先ほど、前述いたしましたような内容を使用目的を書いて皆様にお知らせをしているようでございます。これからの超高齢社会の中で、男性用トイレでのサニタリーボックスの需要はますます増えてくると思われまます。

先日も住民の方からご要望をいただきました。この方は60代の働き盛りの方で仕事もしておられます。まだまだアクティブに動き回りたい、このように言っておられました。駅トイレやスーパーマーケットのトイレにも設置してほしいという要望をいただいております。これを役場からもしっかりと働きかけをしていただきたい、このように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

斑鳩町として、誰も取り残さない、このSDGsの精神を持って柔軟に対応いただけることに感謝を申し上げます。誰もが安心してトイレを利用できる、今後ともよろしく

お願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

ひとつ目の質問です。斑鳩町の長期的な目指す方向についてお尋ねします。

令和2年12月施策の第2期斑鳩町人口ビジョンによると、斑鳩町が人口減少対策のとりくみをして、これから28年後の2050年に目指すべき戦略人口は2万2,348名となっております。人口減少対策のとりくみ等による効果を期待せず、このままの流れで進んだ場合の趨勢人口は1万9,335人となっております。また、25年後の2047年には、斑鳩町政百周年を迎えます。住民から、子ども、孫、ひ孫の時代に向けて、斑鳩町は長期的な目指す方向はどのように考えているのか、具体的な動きが見えないという声が聞かれます。

長期的にどのようなお考えか、具体的な目指す方向について質問します。

ひとつ目でございます。農業従事者が高齢化して耕作放棄地や休耕田が増えつつあります。気がつくと、農地であったところが埋め立てられて住宅地が変わっていきます。住宅地は小規模開発のため道路は行き止まりの地域もあります。一方、人口が減少し、ますます空き地が増えていきます。農地は食を支えるだけでなく、水害や延焼を防ぐ防災機能、美しい景観の形成、生物の多様性保全など住民の宝です。このように推移する中で、住みやすいまちづくりにするための対策について、三つに分けて質問します。

まず、農業の振興をはかり耕作地を保全し、食を支え水害などの災害の防止、美しい景観形成など、住みやすいまちづくりをさらに推進していく対策について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 農地の保全についてのご質問でございます。

農地には市街化区域と市街化調整区域があり、そのうち市街化区域につきましては、計画的な土地利用を進めることとしており、農地として利用を継続する場合は適正な管理をすすめ、良好な都市環境の形成を図るよう指導いたしております。

一方で市街化調整区域では、土地計画法や農地法によって優良な農地と良好な自然環

境を有する区域として形成されており、特に一体的に活用できる集団農地や圃場整備された生産性の高い農地などの集団優良農地は、農業振興地地域整備計画に基づき、農用地区域と位置づけ、無許可や無秩序な転用がないよう監視しながら農地の維持、保全に努めております。

しかしながら近年は、農業従事者の高齢化や後継者不足、また、相続によって遠方居住者や非農家が農地を所有することなどから、耕作放棄地が増加いたしております。その対策といたしまして、農業委員による農地パトロールを行い、耕作放棄地等の所有者に対してしっかり管理していただけるよう啓発を行うとともに、将来にわたる担い手の確保や農業経営を維持するために、農地の売買、貸借及びそれらのあっせんなど農地の流動化を農地中間管理機構と連携し、地域の担い手へ集積、集約を進めております。

今後も継続的に農業経営がはかられるよう多様な農業施策を講じて、農地の活用、保全と美しい景観の形成に努めてまいります。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。農地の活用、保全と美しい景観づくり、よろしく願いいたします。

次に、住宅地の小規模開発で道路が行き止まりなどが発生しています。住宅開発について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 土地の開発行為に関するご質問でございます。民間事業者が住宅地として500平方メートル以上の土地を造成する場合、開発許可を要する開発行為にあたり、奈良県が定めます審査基準に基づき奈良県が許可を行うこととなります。この審査基準におきまして、ご質問にもあります袋状道路が一定の要件を満たすことで、許可の対象となっております。

本町におきましても、民間事業者の開発行為について、斑鳩町開発指導要綱に基づく事前協議を行う中で、排水施設や隅切りなどの道路の構造、ごみ置き場や消火栓、調整池の設置などについて確認し指導をしているところであり、引き続き、良好な住環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、良好な環境づくり、よろしく願います。

次に、高齢者や少子化で人口が減少し、空き家の増加が目立っています。空き家は雑

草の繁茂、防犯など、地域住民に悪影響をもたらします。空き家対策について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 空き家対策につきましてのご質問でございます。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことは、町としても大変懸念しているところでございます。空き家等の所有者、管理者自ら周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理の徹底を所有者等に求めているところですが、質問者がおっしゃいますように雑草の繁茂などで地域住民に少なからず影響が出ていることは認識しております。この現状を踏まえ、本町では、雑草等が繁茂した状態の管理不十分な空き家等がある場合は、空き家等の所有者等に対し、管理責任として適正な管理を行うよう指導文書の発送を行い、適正管理の徹底を指導するとともに、固定資産税の納税通知書に空き家等の適正管理を促す啓発チラシを封入しております。また、空き家等の維持管理、利活用に関する相談会を本町と平群町との合同で開催し、特定非営利活動法人空き家コンシェルジュが仲介する形で、空き家の所有者等の相談に応じ、つなぐとりくみを進めております。

今後におきましても、地域住民の方が防災面などで不安を感じられることのないよう、所有者、管理者に対し適正管理を行うよう指導徹底するとともに、先進事例も参考としながら空き家の利用活用促進という観点からも様々な施策を実施していくことにより、空き家問題に対する対応を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、地域住民の生活環境を守る空き家対策をお願いいたします。

次に、地域コミュニティについて質問します。核家族化、高齢化の進行、住民の価値観の相違、ライフスタイルの多様化、社会環境の変化などが進行して、地域における人と人とのつながりが弱まっています。その上、人口減少などで地域コミュニティがますます弱まっていきます。住みよい、住み続けたいまちづくりにするため、斑鳩町はどのように地域コミュニティを守り、地域の絆を維持していくか、お考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 質問者がおっしゃいますように、地域コミュニティは地域の絆を育む住みよい地域づくりに欠かせないものです。しかしながら近年、高齢化、人口減少、単身世帯の増加や核家族化、ライフスタイルの変化などを背景に、コミュニティ

機能の低下が懸念されています。特に、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会では、自治会未加入者の増加が全国的な課題となっております。自治会に加入しない、あるいは加入者が退会に至る主な理由として、若い世代では、自治会に加入するメリットがわからない、仕事や子育てに忙しく自治会に参加する時間を取りにくいということ、高齢の世代では、高齢者のみの世帯で、役員等に係る職務の負担が重いなどという理由があげられ、その理由は年齢や家族構成等により異なっております。

地域のコミュニティ活動への関心の低下に対し、本町の自治会連合会におきましては、防災など各世代に共通するテーマの講演会を実施されていますが、町といたしましても、まずは地域の多様な世代に関心を持っていただき、参加していただきやすい機会を設けていくことにより、活動に興味を持っていただくきっかけをつくっていくことが重要であると考えております。また、本町におきましては、自治会のニーズに合ったテーマの講師派遣を行う行政出前講座や、地域における防災訓練の運営支援を実施しており、自治会活動に参加いただくきっかけづくりとして、こうした制度も活用いただければと考えています。

次に、自治会役員の負担軽減といたしましては、押印等の義務づけの見直しを行い、本年4月1日から自治会等を対象とした補助金の申請などを含む、町への提出書類にしまして押印を不要とし、これまで窓口申請を必要としていた書類等を電子メールやファックスによりご提出いただくことが可能となりました。

また、社会全体でのデジタル化が進展する中、自治会活動につきましても、今後、電子回覧板の導入などデジタル化を進めることで、情報共有の迅速化、効率化が図られ、役員のさらなる負担軽減につながると考えています。一方で、デジタル化を進める上ではデジタル機器の操作等に対する習熟度合の差異や導入経費が必要となるという課題もあることから、町といたしましても自治会のデジタル化に対する支援につきましても、先進地などの状況を調査研究しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このほか本町におきましては、自治会以外にも婦人会や小地域福祉会、自主防災組織などに対する補助金の交付などを通じて、様々な地域コミュニティに対する活動支援を行っております。

本町といたしましては、今後もこうしたとりくみの実施を通じて、地域コミュニティが持続的に活動していくことができるよう、地域の皆様方の主体的なとりくみをしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。失われつつある地域コミュニティを守り、地域の絆を維持する対策をよろしくお願いいたします。

次に、斑鳩町は世界遺産のある町、住民は誇りを持っています。斑鳩町や斑鳩の里の名称は全国区で多くの方に知られています。この斑鳩のブランド力は斑鳩町を飛躍させる大きな原動力になると思います。斑鳩のブランド力を向上させるような観光や商業の振興策について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩のブランド力による観光や商業の振興策についてのご質問でございます。

斑鳩という地名は世界文化遺産のある町として、さらには聖徳太子ゆかりの地としても多くの方に知られています。観光振興を進める上で核となる拠点が法隆寺であり、これまで斑鳩観光の名所や修学旅行の学びの場など、旅の目的地として様々な方に選ばれております。ただ、法隆寺のみを拝観して他の観光地に移動する、拠点通過型観光が主流となっていたことから、散策、回遊、滞在型観光に移行するべく様々な施策を進めているところでございます。まず、法隆寺周辺を回遊できる魅力づくりとして、三町地区を中心としたエリアで、建物の用途制限を緩和し、まちあるき観光に資する拠点整備ができるように特別用途地区を指定しており、引き続き、観光客が立ち寄ることができるにぎわい施設の誘導を図り、歴史的町並みを楽しみながら、まちあるきができる環境整備を図ってまいりたいと考えております。また、宿泊施設の整備も重要となってまいりますので、令和6年12月には法隆寺iセンター横の駐車場に、仮称法隆寺パークホテルの開業も予定されており、これまで斑鳩町で宿泊するという旅行形態がほとんどなかった中で、新たな旅行動線の実現につながるものではないかと考えております。

また、来年度は法隆寺地域の仏教建造物が世界文化遺産に登録されてから30周年の節目の年を迎えます。さらに、2025年には大阪関西万博の開催も予定されており、国内外からの観光需要の回復が見込まれます。この機会に観光協会や町内の地域DMOなどの観光関連団体と連携し、デジタルプロモーションの強化に加え、観光体験プログラムの拡充などを行い、斑鳩観光を1年中楽しんでいただけるように、国や県などの観光戦略の動向や方向性を確認しながら、効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、商業振興といたしましては、商工会において斑鳩町の地域資源をいかした商品やサービスを認定する斑鳩ブランドを設立し、現在、23品目が認定されております。

令和3年度には生産者や販売者が積極的に商品開発にとりこんでいただける環境整備の一環として、商品紹介のホームページやインターネット上で購入できるサイトを構築し、さらなるプロモーションに加え、販売促進までの出口戦略を実施いたしました。

今後も引き続き、観光客の旅行後の思い出としても愛される、そして求められる商品の開発、発掘につなげ、息の長いブランド認定事業となるよう観光・商工関連団体と連携し、その充実を図ってまいりたいと考えております。

このような観光や商業の振興策に継続的にとりこんでいくことによって、斑鳩の知名度やイメージを向上させてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住民が住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりの推進をお願いしまして、ひとつ目の質問を終わります。

二つ目の質問は、障害者就労施設等からの物品等の調達推進についてお尋ねします。

障害のある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのためには障害者雇用を支援する仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、障害者の工賃の向上を図ることが必要です。

このような観点から、平成25年4月から障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行され、国や地方自治法体等は障害者就労施設等から率先して物品等を調達することとされています。また、地方公共団体は毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達実績を公表することとされています。厚生労働省の資料によると、生駒郡各町の令和2年度の調達実績は、三郷町243万7,084円、平群町19万880円、安堵町ゼロ円、斑鳩町9万9,235円となっております。

斑鳩町は、令和3年度、調達実績は47万471円と令和2年度比5倍近く優先調達され、ご配慮いただいております。しかし、令和3年度一般会計予算額94億2千万円に対しまして0.005%です。第5次斑鳩町総合計画には、障害者が働き自立できるよう相談機能の強化を図るとともに、あらゆる機会を通じて就労機会の拡充や新たな業務の開発を進めますとあります。

ひとつ目の質問です。障害者がいきいきと働き、自立できるよう就労機会の確保について、斑鳩町の優先調達の方針についてお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 斑鳩町の優先調達の方針についてのご質問でございます。

本町における優先調達の方針につきましては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に定められておりますように、障害者就労施設、在宅就業障害者等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、障害者優先調達推進法に基づき調達目標額を含む障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を平成26年度より毎年定め、全庁的なとりくみとして障害者就労施設等から調達可能な物品等について優先的に調達するよう努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

次に、優先調達の目標額と実績について、推移をお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 優先調達の目標額と実績の推移についてのご質問でございます。本町の令和4年度における優先調達の目標額につきましては、50万円と定めているところでございます。過去の目標額と実績といたしましては、令和2年度につきましては目標額20万円に対しまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントが中止になったことに伴い、予定した記念品の発注がなくなった等の影響によりまして、実績額が9万9,235円と目標額を下回っておりますが、令和3年度につきましては目標額24万円に対しまして、各部から新たに優先調達の発注等を行ったことから、実績額が47万471円と目標額を上回っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。毎年、大きく調達額を増やしていただき感謝しております。

三つ目に、斑鳩町各部署の横断的な会議や斑鳩町が優先調達したい仕事と、障害者就労施設等で可能な仕事をすり合わせる（仮称）優先調達推進会議を定期的を開催すべきだと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 優先調達推進のための会議等の開催についてのご質問でございます。初めに、斑鳩町の優先調達推進のための各部署の横断的な会議につきましては、昨年度におきまして庁内会議を開催しております。また、庁内LANを使用し優先調達について周知及び調達依頼も行ったことによりまして、各部から新たに優先調達の発注を実施したところでございます。

今年度以降におきましても、引き続き、庁内会議や庁内LAN等を使用し、周知や調達依頼を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、障害者就労施設等との優先調達したい仕事と、障害者就労施設等で可能な仕事のすり合わせを行う会議につきましては、以前におきましてもアンケートという形で実施をしておりましたが、今後も個々の町内就労施設等から受注可能な物品等の状況をまずお聞きし、それを各部署に周知し、発注を検討する部署により各障害者就労施設等と具体的な打合せを実施してまいりたいと考えております。さらに、奈良県が認定をしております複数の障害者就労施設等が、共同して公的機関の発注を受ける共同調達窓口の活用についても周知を行うことで、発注可能物品の拡大を図り、障害者就労施設等からさらなる調達推進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。定期的に障害者就労施設等と可能な仕事のすり合わせの実施、よろしく申し上げます。

四つ目に、奈良県内で斑鳩町と人口が同じくらいの規模の優先調達先進市町村は、五條市約480万円、御所市258万円、葛城市148万円、宇陀市178万円、王寺町116万円となっております。障害者の就労機会を確保するために先進事例を参考に、斑鳩町でも確保できるような、積極的に検討すべきだと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 本町におけます更なる物品等の調達推進についてのご質問でございます。本町といたしましては現在、障害者の就労機会を確保するため、優先調達のほかにも生き生きプラザ内、レインボーウォークなど活動場所の提供や、町営自転車等駐車場運營業務につきましても、斑鳩町身体障害者協会に委託をしているところでございます。また、町内の障害者就労施設の受注機会の増大を目指し、広報いかるがにおきまして購入可能な物品等を紹介するなどしているところでございますが、今後、さらなる障害者の就労機会を確保するため、優先調達の実績が上がっている市町村の事例や内容を参考にすることはたいへん重要なことと考えておりますので、それらの市町村の状況を調査研究し、物品等の調達を推進してまいりたいと考えております。

さらに、奈良県が主催する奈良県優先調達推進会議等におきましても、優先調達事例に関する情報収集を行うなど、優先調達実績向上に向けたとりくみを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。この会議にご出席いただいております町長、副町長、教育長、次長、部長、課長には、この仕事が障害者にできるかどうかという視点で常に見ていただきまして、少しでも就労機会を増やしていただきますようお願いしまして、二つ目の質問を終わります。

三つ目の質問に入ります。災害に強いまちづくりについてお尋ねします。

阪神淡路大震災、東日本大震災等を経て、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助、共助による災害活動の重要性が認識されました。平成26年4月に施行の災害対策基本法で、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進観点から、市町村内の一定の区域の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。地区防災計画は、火災、水害、地震、瓦礫場など地区の特性に応じて防災訓練、物資や資材の備蓄、地区住民の相互支援などが計画に盛り込みます。地区防災計画は地域住民が相談して作成するため、作成を通じて地域コミュニティが共助の意識が生まれ、地域防災力が向上します。川の氾濫、ため池の決壊、がけ崩れなど地区によって重要度が違います。それぞれの地域で地区防災計画を作成して、誰一人避難が遅れ被害者を出さない仕組みが必要だと思います。日本防災士会、令和4年度事業の1番目に、地区防災計画の推進があげられています。

ひとつ目です。地区防災計画は自主防災組織や自治会が中心となり、地域住民が意見を出し合い地域住民が一体となって作成します。地域コミュニティの活性化にもつながります。斑鳩町は、地区防災計画の作成を推進すべきだと思いますが、お考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 地区防災計画策定の推進に関するご質問でございます。

阪神淡路大震災において、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、その後の東日本大震災等においても自助、共助の重要性が改めて認識されました。地区防災計画は、これを踏まえ平成25年に災害対策基本法が改正されたことに伴い、新たに創設された地区防災計画制度に基づくもので、市区町村一定の地域内の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画で、当該地域の居住者や事業者が計画の策定主体となるものでございます。

現在、本町ではこの地区防災計画制度に基づき、本町の地域防災計画に位置づけられた地区防災計画の策定はございませんが、活動を活発に行っている自主防災組織では内

閣府の指針に沿った計画とはいかないものの、相当充実した計画を立てて訓練等を実施されている組織もございます。一方、全国の地区防災計画の策定状況は、令和3年の防災白書によると、令和2年4月1日現在で地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されている地区は1,741市区町村の中で73地区町村と全体の4%となっております。また、奈良県内におきましても現在のところ生駒市の3地区のみとなっております。このように全国的にも策定が進んでいない状況にあります。これは策定主体となる当該地域の居住者や事業者における地区防災計画制度の大きな課題として、手続きに膨大な手間と時間がかかるといったことがあげられるとともに、過去に大災害を経験した地域や、津波等の危険性が高い地域など差し迫った危機が身近に存在する、また、住民等の中に強力な中心となるリーダーがいるなどの、地理的、人的な要因なども指摘されているところでございます。

また、地区防災計画を策定する上で、地域の人命や財産は自分たちで守るという共助の考えを基本とすること、また、地域の特性や過去の災害事例等を踏まえて自発的、主体的にとりくむ防災活動を内容とすること、当該地域の居住者や事業者が主体となっ

てつくり上げていくことなどがポイントとされております。そうしたことから、地区防災計画策定推進を図るためには、地域住民の防災に対する意識を高め、共助の考え方の下に地域住民が自主的に防災活動を行うための環境づくりが、非常に重要となってまいります。

まずは、地域において防災活動の中核を担う自主防災組織の結成と、その充実を進めるとともに、防災活動をけん引する地域の防災リーダーの育成にとりくんでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

次に、令和4年6月17日、政府の中央防災会議は、国の防災基本計画を改定し、地方公共団体などに対して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、タイムライン（事前防災行動計画）を作成するよう努めるものとする。また、平時から訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用を務めるものとするとなりました。

タイムラインは、水害などの災害に備えるため、いつ、だれが、何をするという役割を時間経過に沿って、自治体と自主防災組織や自治会が連動してタイムラインが円滑に運用されれば、早目に避難指示を出すなどの確な災害対策につながると思います。

斑鳩町地区防災計画にタイムラインを作成すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお

尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 防災行動計画、いわゆるタイムラインの斑鳩町地域防災計画の位置づけに関するご質問でございます。タイムラインは大規模な風水害を想定し、地域防災計画で定められている災害対応を、いつ、だれが、何をするのかを、あらかじめ時系列にした防災行動計画でございます。質問者がおっしゃいますように、台風等の風水害はいつ起こるかわからない大震災とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能でございます。あらかじめ時系列の災害対応を整理したタイムラインを作成していくことで、ひとつとして、事態の推移に応じた的確な対応、二つとして、関係主体が相互に連携した対応、三つとして、災害発生の前の段階における早目の対応による被害の最小化が期待できるとされております。そうしたことから本町では、台風の接近、上陸に伴う大和川の洪水を対象とした、大和川、大和川水系の竜田川、富雄川のタイムラインについて、平成27年8月の内閣府の避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインを参考に、大和川河川事務所等などとともに作成をしております。令和4年6月17日、政府の中央防災会議は国の防災基本計画を改定し、あらかじめ市町村や地方气象台、国土交通省の河川事務所などの関係機関が共有する事前防災行動計画の策定を市町村などに求めることが盛り込まれました。また、川の氾濫のおそれが高まったときに発表される、氾濫危険情報の新たな運用が6月13日から始まり、今後、3時間以内に氾濫するおそれがあると予測された場合、前倒しで情報が発表されることになりました。

そうしたことから今後、タイムラインを活用した防災減災対策を取り入れる動きが加速されることが見込まれるため、先進事例の調査研究にとりくむとともに奈良県の地域防災計画の修正も見極めながら、斑鳩町地域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

住民の命を守る対策、よろしく願いいたします。

次に、政府の中央防災会議は、平成30年7月に西日本で発生した豪雨を受けて、これまでの行政主導のとりくみを改善することにより、防災対策を強化するという方向性を根本的に見直し、住民が自らの命は自らで守る、意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い

社会を構築する必要があるとしました。

国は、台風のような進行型災害が発生した場合、いつ、何をするかを整理した、個人の防災計画であるマイ・タイムラインの作成を推奨しています。マイ・タイムラインを作成することで、防災行動を考える機会になると思います。推進すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） マイ・タイムライン作成の推進に関するご質問でございます。

台風や風水害の際には早目に準備し、安全に避難することが何よりも重要です。マイ・タイムラインとは、水害に備えて事前に自分の取るべき行動を整理し、時間軸にまとめた一人ひとりの避難行動のための計画でございます。

国が実施した令和元年東日本台風の被災者へのアンケート調査では、ハザードマップ等を見て自宅の災害リスクを認識した人とそうでない人とでは、避難行動に大きな差がございました。そのため、ハザードマップ等で自らの災害リスクを確認し、その上で災害の際に自分自身が取らすべき行動を時間の流れに沿って整理するマイ・タイムラインの作成は大変有効なとりくみであるとされています。そうしたことから今後、先進事例も参考にしながら、住民の皆さんが手軽に活用していただけるようなマイ・タイムラインのひな型などを作成し、災害に備え、いざというときの適切な行動につながるよう、そのとりくみを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住民の命を守るため、ああしておけばよかった、こうしておけばよかった、想定外だったと言わないように、万全の対策をお願いしまして、三つ目の質問を終わります。

次に、四つ目の質問でございます。部活動の地域移行について、お尋ねします。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加で学校教育の一環として位置づけられています。部活動は、教科学習とは異なる集団学習を通じた人間形成の機会です。一方で、教師の献身的な勤務によってされており、教師の長時間勤務の要因となっています。国では、学校の働き方改革として、教師の負担軽減を考慮して休日は教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に関わる必要のない環境を整えることが重要とされています。一方、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日は部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要とされています。

国は令和5年度から3年間を改革集中期間として、吹奏楽部などの文化系も含め休日

の活動の段階的な地域移行を図るよう進めています。休日の地域移行後、平日も地域移行へと拡大される方向にあります。地域移行で部活動の運営主体は地域のスポーツ指導者、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブや文化教室、芸術・文化団体等が担うことが考えられています。地域移行を実施する上で、地域の部活動の運営を担う人材や指導者の確保、場所や用具の確保に併せて、保護者の費用負担が発生すると思います。部活動の地域移行は生徒や保護者の理解を得るとともに、主役である生徒の意見を反映することが重要と思います。

斑鳩町の各中学校の部活動について部活動の状況と課題をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 中学校の部活動の状況と課題に関するご質問でございます。

学校教育の一環として行われる部活動は体力の向上や健康の増進のほか、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定力を高めたりするなどの教育的意義があり、また、参加する生徒の状況把握や意欲向上など学校運営上も意義がございます。

さらに、生徒や保護者が学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献をしていることから、多くの生徒が在籍する部活動は学校生活において大きな役割を担ってきたものと考えております。

それでは、各学校の部活動の状況につきましてお答えをさせていただきます。

初めに、部活動の在籍者数でございます。斑鳩中学校におきましては、現在、運動部が11、文化部が3、合計14の部がございまして、全校生徒394人中345人の生徒がいずれかの部活動に在籍をしております。次に斑鳩南中学校でございます。運動部が7、文化部が3、合計10の部があり、全校生徒381人中299人の生徒がいずれかの部活動に在籍をしております。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものでございますが、全体の約83%の生徒がいずれかの部活動に加入している状況となっております。次に、各中学校における部活動の活動状況でございます。令和3年度の状況について申し上げます。まず、斑鳩中学校でございます。運動部につきましては週当たり3.8日活動しており、活動1日当たりの平均時間は2.3時間となっております。文化部につきましては週当たり2.3日活動しており、活動1日当たりの平均時間は1.9時間となっております。次に、斑鳩南中学校でございます。運動部につきましては週当たり3.8日活動しており、活動1日当たりの平均時間は2.6時間となっております。文化部につきましては、週当たり2.5日活動しており、活動1日当

たりの平均時間は2.0時間となっております。

部活動に関しまして、当町では生徒の健やかな成長と教員の負担軽減を図り、部活動が一層、有意義な活動となるよう、平成31年4月に中学校部活動の運営に関する方針を定めております。この中で、1日の活動時間は平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、また週当たり二日以上の上の休業日を設けるなどの基準を設けております。

現在、おおむね基準に沿った形で部活動が行われているところでございまして、教員の長時間勤務の解消等の観点からも、一定の効果があるものと考えているところでございます。しかしながら昨今、教員の働き方改革が叫ばれる中、教員の業務負担のさらなる軽減が課題として大きく取り上げられております。そのほか専門性や資質、能力を有する指導者の確保、また将来的には生徒数の減少に伴う持続可能性の問題などの点につきまして今後の課題と、そのように認識をしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

次に、部活動の地域移行について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 部活動の地域移行に関しましての町の考えについてのご質問でございます。先ほど、申しあげましたような学校の部活動をめぐる教員の業務負担や指導者の確保、持続可能性などの課題につきましては、斑鳩町だけでなく全国的に同様の状況が見られるところでございます。そうした中、令和2年9月に文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から示されました学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、まずは休日の運動部活動につきまして、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途に、段階的に地域移行していくことを基本とする提言が示されたところでございます。

この提言の目指す姿は、少子化の中にあっても将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保いたしますとともに、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上するというところでございます。しかし、部活動の地域移行には受け皿となります団体の整備や指導者、活動場所の確保のほか、保護者負担の増加や学校外での活動時の事故の問題など解決すべき課題が多くございます。現在のところ国の提言による地域移行につきましては、想定する地域人材、施設の要件、費用負担の考え方等の諸条件、国の財政措置の方針等は明らかにされておらず、各自治体におきましてはその方向性を定めていくには判断の材料に乏しい状況でございます。

また、先ほども申しあげましたけれども、部活動に関しましてはその教育的意義のほ

か、学校の一体感や愛校心の醸成にもつながるものと考えており、学校から離れて地域に移行していくことが本当に教員や生徒が望む形であるのか、こうした観点からも地域移行のあり方について、今後、慎重に検討していく必要があるものとそのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。部活動の地域移行はクリアすべきいろいろな課題がありますが、地域移行を進めるにあたり主役である生徒の意見を反映し、保護者のご理解を得て進めていただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩します。

（ 午前10時24分 休憩 ）

（ 午前10時40分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。議長のお許しを得て、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

今議会での私の一般質問は、以前に行った質問のその後の状況変化や進展についての確認をいたしたく取り上げた3点でございます。

まず1点目の安全対策についてお伺いいたします。

私たちが生きていく上での最も必要なことは、安全をいかに継続していくかということです。しかし、地震や水害、火災や交通事故、病気や心配事など、私たちの周囲には常に安全を脅かすものを取りまいており、いつ降りかかるか一時も油断できません。自治体の最優先の責務は、この安全を脅かすものをいかに軽減させることだと言っても過言ではないでしょう。①昨年の9月定例議会で、通学路の全国調査についての質問をいたしました。これは通園通学の子どもたちの列に暴走車が突っ込み、多数の死傷者が発生するという痛ましい事故が多発することを受け、それを軽減させるために行われた緊急全国調査でございました。緊急調査での改善課題が緊急改善されているものと思っておりますが、現在の状況をお聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 令和3年度に行いました通学路安全点検の対策状況につきましてお答えをさせていただきます。

昨年、通学路における痛ましい事故の発生を受けまして、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討され、全国的に通学路等における安全点検を実施するよう緊急の要請がなされたところでございます。

その対象箇所抽出にあたりましては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路などの、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要望があった箇所とされております。

昨年9月の一般質問において答弁いたしましたとおり、各学校から改善要望があった箇所のうち、これらの要件に該当する箇所は総数で26件ございました。小学校と中学校で重複する箇所が4件ありましたことから、箇所数としては22件となっております。この22件につきまして対策の検討をしてきたところでございまして、その中で令和3年度末までに対策を行った箇所は15か所となっているところでございます。

対策の内訳といたしましては、複数の対策を行った箇所もございしますが、警察による交通取締りや警戒の強化、一時停止線補修などで9か所、横断時の挙手などの意思表示をすることなど、児童への安全教育を実施したもので12か所となっております。そのほかに対策が難しい通学路に関しましては、通学路の変更を提案するなど、学校において保護者等と協議を行っているところです。また、国道25号の抜け道として通行する車両が多い通学路に関しましては、奈良県西和警察署に車両通行規制に関する要望書を提出するなど、対応を行っているところでございます。

現在、対策が済んでいない箇所につきましても、すでに警察への取締りの申し入れや、国道や県道に関するものについては、それぞれ道路管理者に改善について要望を行っております。引き続き、地域の皆様や警察等関係機関と協議をいたしながら、対策完了に向けとりくみを進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 回答ありがとうございます。昨年の10月に調査報告を出され、該当するのは22か所であり、そのうち令和3年度末までに対策を行ったのは15か所との回答でしたが、対策が済んでいない箇所については、具体的に進んでいないとのことでした。回答では、通学路の変更を保護者と協議したり、抜け道となっているところの車両通行規制を警察署に要望しているとのことですが、先ほど申しあげたように、緊

急調査の緊急改善が1年後の今日に未実施であることは許されることではないと考えます。文部科学省、国土交通省、警察庁は国の機関であります。そして、この調査については県も承知しております。また、調査の実施は西和警察署も同行されたと聞いておりますが、町からの要望について未だ対策を実施されていない現実では、危機管理の意識を疑われるものではないでしょうか。町からの待ったなしの実現要望をさらに強めていただきますよう、お願いを申し上げます。

2番目の町内での交通事故等の発生状況についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町内における交通事故発生状況についてのご質問でございます。全国の交通事故発生件数は毎年減少しており、負傷者数及び死者数とも減少傾向にございます。令和3年度中の交通事故死亡者数は2,636人となり、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最少となっているところでございます。斑鳩町の過去10年間の交通事故発生件数は、平成27年の116件をピークに、その後減少してはいますが、直近6年間は毎年、死亡事故が発生しているところでございます。

令和3年の交通事故発生状況を見てみますと、件数は59件で負傷者数が67人、死亡者数が1人となっております。なお、負傷者数、死亡者数に占める高齢者の割合は負傷者数が19%、死亡者数が0%となっております。

また、これらの事故内容ですが、自動車同士の事故が28件、自動車と二輪車の事故が21件、自動車と歩行者の事故が9件、その他1件となっております。自動車同士あるいは自動車と二輪車の事故が全体の83%を占めている状況にございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。全国的にも斑鳩町でも発生件数が減少しているとのお答えでございました。しかし、直近5年間の一覧表をいただいて、ここで見ると、毎年、死亡者が出ております。負傷者と死亡者の人数は1か月5人から7.5人でありまして、この人数が多いとか少ないとか数字の問題ではなく、被害者ご本人や家族、そして加害者の心身ともに傷ついた痛みは計り知れません。安全から見放された事故でございます。事故の予防対策についても1件ずつの検証をお願いし、さらなる減少を共に目指していきたいと思っております。

町内には国道、県道、町道が入り混じっております。通学路と指定されている道路以外でも、保育園や幼稚園への保護者と同様の道や、駅やバス停、医療機関への道など、生活直結の道路があります。このような道の危険箇所の把握はどのようにされていますか。

か。また、対策が必要な状況についてはどうされていますか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 通学路以外の危険箇所の把握及び交通安全対策の実施に関するご質問でございます。

初めに、危険箇所等の把握についてです。危険箇所等の把握につきましては、定期的に道路パトロールを行い、道路等の状況把握に努めるとともに、職員が町内に外出の際、危険箇所等を見つければ報告することとしております。また、付近住民の方や自治会長などから危険箇所における交通安全対策の相談を受けて把握する場合もございます。

次に、交通安全対策の実施に関しましては、自治会等から新規の対策の要望を受けた場合、まずは安全安心課で現場確認を行い、その状況の把握を行います。交通安全上の対策等が必要な場合には、地元自治会、隣接者、関係機関等と協議調整を行った上で対策方法を決定いたします。決定後、交通安全施設整備担当課である建設農林課に依頼を行い、交通安全対策工事を実施しております。なお、既設の交通安全施設の維持管理等につきましては、道路パトロールを通して点検も行っており、カーブミラーやガードレールの破損、区画線や路面標示の欠損などについて、建設農林課において適宜、補修を行っているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。住民や自治会等からの通報や要望にすぐに対応していただいております。通学路とその他の道について、ハード、ソフト両面からの交通安全対策をすみやかに進めていただきますよう、よろしく願いを申しあげるところです。

4番目の質問をさせていただきます。歩道の点字ブロック、横断歩道のペイント、メロディの配置について、また、柵のない側溝、踏切等の安全対策についてお聞きします。

目が見えにくくなったとか、はっきり聞こえないなど、障害の認定を受けていない方がかなりたくさんおいででございます。また、つえ歩行がゆっくりである、つまずきやすなど、不安を感じておられる声も聞かれます。

どのように対応されていますか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 歩道の点字ブロック、横断歩道のペイント等の交通安全対策に関するご質問でございます。

初めに、歩道の点字ブロックについてです。町内において歩道に点字ブロックが設置

されている箇所は、国道25号の歩道の一部や県道大和高田斑鳩線の歩道の一部、JR法隆寺駅の線路南側の歩道、いかるがパークウェイのうち信号機が設置された交差点の歩道などに設置されています。点字ブロックを設置する場合、その前提として、ある程度幅員の広い歩道であることが必要となります。また、実際に設置する場合には、歩行者や自転車等の安全にも配慮した上で設置する必要があるとございます。

次に、横断歩道の道路標示、白線等についてでございます。横断歩道の道路標示、白線が薄くなり視認しづらくなっている場合は、所管する奈良県公安委員会に対し、補修の依頼を行い、早期補修の実施をお願いしているところでございます。

また、歩行者用信号の青時間帯に音を出して視覚障害者に知らせる音響式信号の設置につきましては、設置要望を奈良県公安委員会に提出し、その必要性を同委員会が判断され設置されます。直近では、令和3年度に県道大和高田斑鳩線の旧南都銀行法隆寺駅前出張所のあった交差点に音響式信号機が設置されており、これを含め、現在町内では6か所に音響式信号機が設置されているところでございます。

次に、柵のない側溝の安全対策についてでございます。柵のない側溝の安全対策につきましては、農業用水路の場合はその利用状況、また道路の幅員によっては設置することにより十分な道路幅が確保できず、転倒防止柵の設置が難しい場合があることから、その場所の状況に応じた対策を講じるなどしているところでございます。

最後に、踏切等の安全対策についてです。踏切や鉄道敷等の安全対策につきましては、基本的には鉄道事業者であるJR西日本が安全対策を実施されます。そうしたことから踏切内等の段差やくぼみで足を取られる、または自転車が転倒しそうになる箇所がございましたならば、役場までご相談いただくか、直接、JR西日本にご連絡をいただければと思います。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。歩道の点字ブロックの設置は、広さが十分な箇所の設置に限られており、国道25号線でもいまだに歩道のないところがあるなど、身障者、お年寄りのみならず若者や子どもにも厳しい道路事情が現存しております。車の通行量が多い交差点の横断歩道のペイントは、ぜひ早急に補修をお願いをいたします。また、ペイントの品質向上などもお図りくださいますようお願いをいたします。

柵のない側溝の安全対策については、柵の設置の難しさをお答えいただきました。私が心配しているひとつは豪雨時に側溝から水があふれ、道路との境界がわかりにくいことです。避難所へのルートของ安全対策として、道路関係の規則ではなくても道路の端が

わかりやすくするための方法を、ぜひとも検討していただきたくお願いを申し上げます。

踏切については、全国では車いすや手押し車、つえなどが挟まり事故につながったという事例もございます。先にお答えいただいた道路のパトロールでぜひとも通っていただきますよう、これもお願いを申しあげまして、1番目の質問については終わらせていただきます。お願いをいたします。

二つ目の質問を始めさせていただきます。二つ目は、生理の貧困について、お聞きいたします。女性も男性もこの世に生まれてくるには、女性の生理は必要不可欠な要件でございます。しかし、長きにわたり生理に対する正確な情報が広く伝わらず、不潔なもの、また忌み嫌われるものとして女性への一種の偏見として続いてまいりました。生理の貧困という文言は新しい単語として登場しましたが、急激に広まり、その言葉が生理という言葉の真理を呼び起こしてくれました。コロナ禍の嵐の中で、それまでにも受けていた就労や賃金格差、女性差別等の苦勞が飛躍的に悪化いたしました。生活費の切り詰めが限度を超えるほどに緊迫し、生理用品の購入が難しくなった女性の精神的苦痛は計り知れません。生理用品の支援は大変ありがたいの声はやみません。

①として、ナプキンの配布状況について、お聞きいたします。

社協、福祉課等での配布、小・中学校での配布、そしてトイレ内に置かれているカードやその写真、それを持って、申し入れのときの声かけの様子などについて、お気づきの点をご回答ください。併せて、配布当初に災害用の備蓄品を流用し、なくなり次第、終了と聞いていましたが、備蓄量や費用面の数値をわかる範囲で結構です、教えていただきたいです。お願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 生理の貧困対策について、生理用品の配布状況等についてのご質問でございます。初めに、住民生活部より町社会福祉協議会、また福祉課窓口での配布状況につきまして、ご答弁をさせていただきます。

配布状況であります。令和3年度におきましては町社会福祉協議会窓口で1パック28枚入りのものを66パック、役場福祉課では28パックの計94パックの配布となっております。令和4年度では、4月から8月までの5か月間の件数となりますが、町社会福祉協議会窓口で19パック、役場福祉課では10パックの計29パックとなっております。現在も役場、生き生きプラザ斑鳩、公民館等のトイレ内に周知のチラシと配布カードを設置し、カードの持参またはチラシをスマートフォン等で撮影したものをご提示いただくことにより配布をしているところでございます。また、配布にあたりまし

ては女性職員が対応し、できる限り受け取りに来られる方が遠慮されたり躊躇されることがないように、配慮しているところでございます。

また、令和3年度の災害用の生理用品の備蓄数でございます。年度当初が2,679パック、年度末時点で2,535パックでございました。減少分の144パックにつきましては、町社会福祉協議会と福祉課に窓口配布用として受領したものでございます。なお、1パックの単価につきましては242円というふうにお伺いしております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、私のほうから小・中学校での配布状況につきまして答弁をさせていただきます。

令和3年度6月から令和4年度1学期までの実績といたしまして、町内小・中学校5校の合計で47件の配布実績がございます。その理由の大半は思いがけず生理が始まってしまったときや、持参するのを忘れてしまったときなどとなっており、ご家庭で用意してもらえないなどの理由によるケースは、今のところ確認をされておられません。

受け取りに際しましては、各学校におきまして養護教諭のほか職員室の女性教諭や事務室の女性職員等が対応できるようにしたり、職員室や保健室等にカードを設置をして、それを教職員に手渡しすることによって発言をすることなく意思表示できるようにしたりするほか、保健だより等を通じて周知を図るなど、できる限り生徒が躊躇することなく受け取りができるよう、引き続き、とりくんでまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。社協でも福祉課の窓口でも申請者への配慮を慎重に行い、透けて見えないように紙袋を準備するなどありがたかった、こういう心遣いがありがたかったという声が届いています。しかし、名前も言わなくていいよと説明しても、対面には消極的で申請できない方がおられたのも事実でございます。

小・中学校での配布状況のお答えでは、小・中学校5校、合計で47件ということでした。受け取りに来た児童生徒の多くは気軽に受け取りに来ていると、併せてのご回答でございます。社協でも福祉課でも、また小・中学校でも、この支援を続けて行っていただきたいと願っています。災害時の備蓄品の流用との位置づけではなく、しっかりとした予算化をして、困窮している方が一番言い出しにくい生理用品支援を確実なものにすべきだと思っております。ぜひともご検討いただきたくお願いを申し上げます。

さて、学校のトイレ内設置をさらに検討されたいと、重ねてあげさせていただきますし

た。奈良県では、大和郡山市がトイレ内設置を先駆けて実施しています。全国に広がりつつあるトイレ内設置は、この近くでは河合町での試験的な導入などでの、その感想として、大変よかった、こういった住民の反応もいいようでございます。

町でのトイレ内設置をご検討いただきたいです。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校のトイレ内への生理用品の設置の検討というご提案でございます。町といたしましては、学校における生理用品の配布につきましては、単に生理用品の不足を補うことだけを目的とするのではなく、当該児童生徒の背景にある家庭環境の状況を把握できる機会と捉え、次の支援につなげることに主眼を置くこととしており、できる限り教職員から児童生徒に直接、手渡しする対応をすることとしているところでございます。

生理用品をトイレの個室に設置する方法は、確かに周囲に気兼ねなく自由に利用することができるメリットはございます。しかしながら、何らかの支援を必要とする児童生徒がいる場合でも、教職員が当該児童生徒から事情を聞き取る場面がなく、また、次の支援へとつなげる機会を失ってしまう可能性も懸念をしております。

町といたしましては、当該児童生徒にとって本当に必要とする支援につなげることができるよう、引き続き、対面での配布を実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。回答は従前からの繰り返しでございました。私は大変、違和感を持って聞かせていただきました。その違和感のところは、回答を繰り返しますけれども、何らかの支援を必要とする児童生徒がいる場合も、教職員が当該児童生徒から事情を聞き取る場面がなく、次の支援へとつなげる機会を失ってしまう可能性も懸念するところであります、この文でございます。

①への質問への回答では、受け取りに来た児童生徒には困窮していると思われる者はいなかったとありました。成人女性が対面での受け取りに躊躇し、行けないと語った例を先ほど申しあげました。少女も同じような気持ちを持っていたとすれば、学校ではくみ取れないものとなります。また、困窮している家庭での子どもが男子のみならず、家庭の状況はどこでくみ取るのでしょうか。また、女子でも体格が一定に成長しなければ初潮はありません。家庭の事情を聞き取るのはナプキン任せなのでしょうか。トイレ内に設置しない理由としては、私は受け入れできません。女性の中で最も繊細で傷つきやす

い少女に本当に寄り添った対応を求めて、この質問を終わらせていただきます。

三つ目の質問に移ります。三つ目は、生活保護についてでございます。コロナ禍の下で失業や賃金の減収、年金の減額、物価の高騰など、生活を圧迫するどころか、生活が成り立たない事例が国内で急激に増加しています。斑鳩町での新規申請の推移はいかがですか、お聞き申しあげます。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 本町におけます生活保護の申請件数の推移についてのご質問でございます。コロナ禍前の令和元年度の申請件数は18件、それに対しましてコロナ禍に入った令和2年度の申請件数につきましても同じく18件、令和3年度の申請件数は15件、今年度、令和4年度の申請件数につきましては8月末現在で2件となっております。本町におきましては、コロナ禍前後におきまして申請件数はあまり変わらない状況となっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ご回答ありがとうございます。申請件数は従来から大きな増加はないとの回答でございました。以前の生活保護の質問のときに、国民の権利である生活保護を躊躇なく申請してくださいと、町長から発言をいただきました。全国では申請者が増加しています。しかし、生活保護の支給の基礎となる収入に満たない方の申請は2から3割とも言われています。申請しないその大きな原因は、保護申請時に聞き取りや、また提出書類について嫌なことがつきまとうのがあげられます。保護のことを親兄弟、親戚に知られたくない、また、保護ではなく身内での扶養を優先するように言われたが、身内に頼めないなど、この支援については今、必須要件ではなくなりました。

②の町担当職員の研修等について、質問をいたします。ご回答をお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 町担当者の研修等についてのご質問でございます。

人事異動等で担当者が変更になる場合におきましては、生活保護実施機関でございます奈良県中和福祉事務所が作成をしておりますパンフレット等を用いまして、担当者間で生活保護制度全般についての説明及び学習等を行い、制度についての理解を図っているところでございます。また、相談時におきましても経験者との同席を行い、誰が対応しても同じ説明になるように努め、相談者に寄り添った対応を行い安心して相談できる体制づくりに努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。斑鳩町は独自の福祉事務所を持たず中和福祉事務所が業務を担っています。窓口として町民の相談を受けたり書類の受け渡しなどを担当しますが、申請や説明などのすべてを中和福祉事務所が行います。住民にお渡しするしおりは県が作成したものでございます。

先般、生駒市の生活保護をよくする会から発展して、奈良県的生活保護をよくする会が発足いたしました。その会では、県内の福祉事務所、各市と中和福祉、吉野福祉の発行している保護のしおりを細かく調査をいたしました。そこから明らかになってきたのは、説明のない項目があったり、先ほど言いました扶養についての改正が反映されていないなどがございました。また、福祉事務所職員不足を臨時雇用で補ったりも見られ、十分な正確な情報を届けていないことがわかってまいりました。

町においては、回答にありましたように、安心相談、寄り添った対応、そして何よりも正確な情報を身につけていただきたいと要望をいたします。

さて、次の3番のホームページのことについて、質問いたします。

ホームページへの生活保護の紹介をしてほしいとの要望に、すぐに実施していただきありがとうございました。しかし、このところを開きますと、生活保護の制度の概要だけの記載でございます。わかりやすく相談してみようと思える内容をご検討ください。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 町ホームページにおけます生活保護制度の周知についての記載内容のご質問でございます。現在のホームページにおきましては、質問者がおっしゃるように生活保護制度概要のみの掲載となっております。掲載内容につきましてさらに検討し、より支援の必要な方が相談しやすい環境を構築してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。ぜひとも早急にしていただきたいと思っております。なかなか多岐にわたることですので、申請される方も1回だけのことではわからないので、寄り添っていただき丁寧に説明もしていただくというふうにしていただきたいと思っております。

さて、4番目のことについて、質問をいたします。

町の窓口に来られる方、現金での支給を受けている方や、また医療券の受け取りのためにおいでになる方に、移送費という通院時の交通費が保護対象であることをお知らせするメモ書きを渡して下さっていますが、今後も引き続き配布を続けていただきたい

と思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 生活保護を受けている方の移送費の申請についてのご質問でございます。移送費の給付につきましては、奈良県中和福祉事務所で手続きを行うことから、町に相談があった場合は、すみやかに奈良県中和福祉事務所へ連絡を行っているところでございます。今後も、そういったメモ書きについては手渡していきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。移送費という言い方は交通費とかいうのに比べまして、これは一体、何なんだろうというふうに、先ほどのしおりを見てもわからない、こういう方がたくさんおられるようです。また、遠いところに行くのに医師の診断書のようなものを提出することで、タクシーの利用というのも可能になります。そういったところでもしっかりと、そのチラシの内容を正確に必要な方にはお知らせしていただきますよう、今後ともよろしく願いをいたしまして、生活保護についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

次に、8番、井上議員の一般質問をお受けします。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、がん患者の方への支援についてであります。私は以前、令和2年12月議会でも一般質問をさせてもらいました。医療用ウィッグ購入費助成についてですが、再度お伺いいたします。

がんは1981年以降、死因の第1位を占め続ける国民病であり、その症状や治療に伴う副作用、後遺症に関する悩みのうち、脱毛等の症状により外見の変化をはじめとした身体的、精神的な負担とともに、社会生活上の不安を抱えている方も多くおられ、治療を受けながら社会復帰を希望される方も多くおられることも事実であり、社会復帰の支援としてどのような支援があるのかと、質問をさせていただきました。

県におきましては、がんにならない、がんになっても安心できる奈良県を基本理念に現在、奈良県がん対策推進計画に基づき、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生との3つの柱を掲げ、がん対策を推進しておられ、がんとの共生においては、がん患者等

への支援として、がん診療連携拠点病院等の9か所にごん相談支援センターを設置し、看護師や社会福祉士、臨床心理士などの専門の相談員が無料でがんの治療や診療生活、就労相談など、がんに関わる様々な悩みや問題について対応されているとの答弁でありましたが、あくまでも無料相談であり、私は、社会復帰を希望される方への斑鳩町独自の支援を求めており、前回の質問の最後には、今後、ほか市町村の動向を重視しながら、町村会を通して県へ要望をあげるなど検討してまいりたいとの返答でしたが、その後、調査研究結果を踏まえてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） がんの治療に伴い外見等に大きな変化が起きた場合、自分らしさが失われてしまったと感じておられる方に対しまして、外見の変化に対するケアは療養生活や社会参加を促進する上で大きな要素のひとつであると考えております。

令和2年12月議会において、医療用ウィッグ購入費助成についてのご質問をいただきましたが、その後、医療用ウィッグ等の購入費用の助成を実施されている自治体は県内におきましても4市町村あり、助成内容といたしましては医療用ウィッグだけでなく乳房補整具に対する費用についても助成をされている自治体もあります。

当町といたしましても、がんになっても自分らしく生きることができるよう、患者さんの就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものとなるよう助成事業について前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。斑鳩町での助成事業に前向きに検討していますとの答弁、ありがとうございます。

奈良県では、奈良県がん対策推進計画に基づきながら、がん情報サイト、がんネットならの普及啓発を行い、すべてのがん患者やその家族が不安、悩み、疑問に対して必要な情報を受けることができるようになっていきますものの、あくまでも相談であり、抗がん剤をはじめとしてがん医療が進歩し、がんの5年生存率は上昇傾向にある一方、治療に伴う副作用などに苦勞されている患者さんも多いと聞きますので、斑鳩町では少しでも早くそのような方々の早い段階での社会復帰がしやすいように検討していただき、より具体的な支援をしていただける町となりますようお願いをいたしまして、この件につきましては、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

中央体育館へのエアコン設置についての現在の進捗状況について、お伺いしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から今年は3度目の夏となりました。今年の夏はこれまでのような行動制限もなく様々なイベントが再開され、また旅行やお盆の帰省など経済活動も再開し、多くの方が活動する夏となり、本町でも感染防止対策を講じながら商工祭りなどのイベントも開催され、多くの方が参加されたところであります。

またスポーツにおいても、中央体育館をはじめとした体育施設において、年齢を問わず多くのスポーツクラブの活動が活発になってきているように思います。そのような中において6月下旬から異常な猛暑となり、今年度から運用が開始された熱中症警戒アラートが連日、各地に発令されるなど、屋外屋内を問わず熱中症の危険性が伴い、水分補給や休息、エアコンを使用して危険な暑さを避けるよう頻繁に呼びかけられました。

また、これから台風シーズンを迎えますが、中央体育館は町の指定避難所にも指定をされております。

そこでお伺いをいたします。中央体育館アリーナへのエアコン設置は、中西町長の2期目の公約にも掲げられており、令和3年度予算には中央体育館の空調設備のための調査費用も計上されておりましたが、整備費用等の費用については今年度の予算には計上されておられません。より効果的、効率的な使用を検討するためには、一定の検討する時間また多額の整備費用も必要となるものだと思っておりますが、避難所として住民の生命と安全、安心を守るため、また、スポーツ施設として良好な環境を整備するための重要な事業と考えますが、中央体育館へのエアコン設置について、現在の進捗状況はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 中央体育館のエアコン設置に係る進捗状況に関するご質問でございます。中央体育館につきましては町の指定避難所でもあり、以前からエアコンの設置についてご意見もいただいていたところであります。そのような中で学校施設の空調整備が完了いたしましたことから、アリーナを中心としてエアコンの設置に向けて検討を進めているところでございます。議員も言われましたように、令和3年度には最も効果的な空調方式を検討するための調査業務の費用を予算計上したところでございますが、整備手法等の検討において、建物の構造を大きく変更することなく整備していく方針といたしまして、当該業務を発注をせず職員により先進事例等を調査することとしたところでございます。避難所としての運営に限らず、快適なスポーツ環境を提供するための適切な空調設備につきまして、現在、調査検討を進めているところでございます。

すでに設置された他市町村の体育館施設では、吹き出し方式、移動式、パネル式と

様々な設置実績があり、また、熱源につきましても電気式、ガス式がございます。

設置費用や維持管理費用、耐久性やスポーツへの影響など様々な要件を比較検討しながら、設置機器の選定を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、年次計画を立て早期に整備できますよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。中央体育館へのエアコン設置については、設置に向けて前向きに検討していただいていることは確認させていただきました。

できる限り早期に設置されますよう、よろしくお願いいたします。

また、エアコン設置は多額の費用が必要となると思いますので、町財政への影響も考慮しつつ災害時の避難所として、またスポーツでの体育館を利用される方にも喜んでもらえるような空調設備を設置していただきますよう、要望しておきます。

それでは最後の質問に移らせていただきます。

中央体育館にエアコン設置までの熱中症対策と、体育館を利用しやすい環境整備についてをお伺いいたします。

夏場の熱中症アラートが発令されるといった危険な状況では、スポーツなどの活動を中止することも当然必要であるとは思いますが、技術向上や体力維持のために、夏場であっても継続的に練習をする必要もあります。また、クラブによっては大会前など、どうしても練習が必要な場合もあるかと思えます。その中で、中央体育館へのエアコン設置については早期に整備するよう努めるとの答弁もいただきましたが、それまでの間、夏場のスポーツ環境の整備として何らかの方法で熱中症対策を講じる必要があると思っております。私が調べましたところ、例えば、夏場の期間だけ体育館にスポットクーラー等を設置して熱中症対策を講じているところもありました。夏場の期間の利用だけです、リースやレンタルでの調達も可能であり、非常に効果的だと思います。

エアコン設置までの熱中症対策について、町はどのように考えておられるのか、またエアコン整備後も利用しやすい環境整備について検討しておく必要もあると思えます。

併せてお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） これまでの中央体育館の熱中症対策といたしましては、夏場における太陽からの輻射熱により屋根が熱され、天井部からの熱の進入による体育館内部の気温が非常に高くなりますことから、平成21年度に体育館の屋根に断熱塗装工事

を実施をしております。また、複数台の大型扇風機を用意をいたしまして、無料でご利用いただく体制も取らせていただいているところでございます。

さらには、熱中症計を設置いたしますとともに、職員が定期的に室温を計測をし、危険と思われる場合には利用者の方に声かけを行いますとともに、夏のシーズン前には熱中症対策に関するチラシを配布をし、各クラブにおいて部員の方の体調管理をしていただくよう注意喚起も行っているところでございます。

このように中央体育館ではこれまでから利用者の方に自らの体調管理もしていただきながら、熱中症対策を講じているところでございます。

町といたしましては、早期にエアコンをご利用いただけるよう、引き続きエアコンの設置に向けてとりくんでまいりますとともに、それまでの間におきましては利用者の方の協力もいただきながら、施設管理者として効果的かつ効率的な対策方法がございましたら、総合的に検討もしながら、必要なものについては取り入れてまいりよう考えております。

次に、エアコン整備後の利用しやすい環境整備についてでございます。

すでに学校体育施設の開放授業におきましては、熱中症対策として令和3年度から各小学校の体育館のエアコンをご利用いただけるようにし、昨年度、令和3年度は6件、12時間の利用でございましたが、今年度はこれまでに30件、60時間の利用をいただいているところでございます。

町といたしましては、これら学校施設におけるエアコンの使用状況等も十分に検証をしながら様々な観点から検討し、設置したエアコンの利用を含め、よりご利用しやすい体育施設の環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。これまでからの中央体育館の熱中症対策として、屋根の断熱塗装や大型扇風機を用意して利用していただいていると。また、熱中症計の設置や注意喚起などの対策を講じていただいていることはわかりました。

しかしながら、昨今の猛暑の中で、特に体育館のような室内でスポーツをすることはエアコンのない状況では熱中症の危険性も非常に大きいのではないかと思います。熱中症対策は利用者自らが体調管理に気をつけていただくことはもちろんではありますが、中央体育館におきましては避難所でもあり、早期のエアコンの設置をお願いしますとともに、中央体育館のエアコン設置までの間、スポットクーラーなどの提案をさせていただきましたが、より効果的な対策等についてしっかりと検討いただき、また、ぜひその

対策方法を取り入れていただきたいと思います。

また、より利用しやすい体育館施設の環境整備については、学校体育館施設も含めて検討していただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、8番、井上議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問はすべて終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時33分 散会）